

土生津家文書（2）解説

文書名 下総国葛飾郡上金崎村（埼玉県春日部市）土生津家文書

成立年代 江戸時代(享保期)から昭和時代

収録点数 5,604点（既公開分との合計11,926点）

（1）上金崎村・金井村新田について

上金崎村は、埼玉県の東部に位置し、利根川の分流である江戸川が村の東を流れ、西には庄内古川が流れる。このため、毎年大雨のたびに河川の氾濫に脅かされた。南条金左衛門の検地を受け、延宝2年（1674）に南の金崎村から分村したと伝わる。金崎村は、桜井郷、下河辺庄庄内領に属し、正保元年（1644）に開墾して金崎村と称したという（『武藏国郡村誌』、以下『郡村誌』と略す）。江戸時代には下総国葛飾郡の内にあったが、元禄及び天保郷帳には金崎村が載るのみで、上金崎村の記載はない。『郡村誌』によると、東西6町25間、南北13町40間と南北に長く、東南は金崎村、西は上柳村と畦畔を接し、北は樋村及び小平村と径路を境とする。開墾以来、幕府領として代官支配を受け、元禄10年（1697）に旗本松波六右衛門重房に分給し、幕府領・旗本松波領の2給のまま明治に至った。なお上金崎村には、幕府鷹匠頭戸田五助組の捉餌場が存在し、また、年貢米の津出しが金野井河岸から行った。

金井村新田は、江戸川河川敷に所在し、寛保4年（1744）検地を受けて代官神尾若狭守の支配となった。上金崎村と金崎村を本村とした。

（2）土生津家について

土生津家は、かつては甲斐武田家の家臣であったと伝わるが、詳細は不明である。武田家滅亡後、落人となって幸手領中野村（現幸手市）に住み着いたという。享保16年（1731）、六郎右衛門（土生津氏）は、葛飾郡神扇村（同）名主重兵衛の跡式をめぐって訴訟になったが、同18年には上金崎村の幕府御料所の名主忠左衛門より田畠・名主役・水帳割付等を購入し、移住した。前回同様、訴訟となつたが、六郎右衛門は家督を中野村へ残し、末子を連れて上金崎村に移住し、名主役を務めるようになったとされた（『土生津家文書目録』[埼玉県立文書館、1975]）。

今回新規公開する資料のなかには、前回公開分では確認できなかつた先祖書（No.7322）が含まれる。いずれも初代として宝暦7年（1757）卒の六郎右衛門義定を載せる。この人物は上金崎村の幕府御料所の名主忠左衛門より田畠・名主役・水帳割付等を購入した六郎右衛門と想定でき、土生津家の祖とする認識があつたと考えられる。前回の公開分では人別によって「土生津家歴代」の表を掲載した。これを先祖書及び戸籍抄本（No.7941）と比較し、実名及び没年を【表1】として示したところ、年代及び人物はほぼ一致した（左：「土生津家文書目録」所収「土生津家歴代」、右：先祖書・戸籍抄本に基づく「土生津家歴代」）。但し、上

【表1】土生津家歴代

年代	(西暦)	歴代名	歴代名	没年	(西暦)
享保 19年	(1734)	1代 六郎右衛門	1代 六郎右衛門義定 (義徳・義忠)	宝暦 7年	(1757)
宝暦 7年	(1757)	2代 源六	2代 六郎右衛門義信	天明 5年	(1785)
天明 6年	(1786)	3代 六郎右衛門 (要左衛門改め)	3代 六郎右衛門義為	文政 8年	(1825)
文政 5年	(1822)	4代 六郎右衛門 (要三郎改め)	4代 六郎右衛門義正	弘化 4年	(1847)
天保 12年	(1841)	5代 要三郎 (国三郎改め)	5代 六郎右衛門義則	明治 10年	(1877)
明治 5年	(1872)	6代 百次	6代 百次義方	明治 22年	(1889)
明治 19年	(1886)	7代 正次	7代 正次		
		8代 侃	8代 侃		
		9代 眞	9代 眞		

※5代目までは相続まもなく六郎右衛門に改名

【表3】松波家歴代

表記	文書No.	文書発給年	(西暦)	実名
松波六右衛門	No.7661	元禄 14年	1701	重房
	No.7640	元禄 16年	1703	
松波源六郎	No.7799	享保 18年	1733	明教
	No.8007	享保 19年	1734	
	No.8009	享保 20年	1735	
	No.6398	元文 2年	1737	
松波藤七郎	No.7811	延享 2年	1745	明清
	No.8018	延享 3年	1746	
	No.8615	寛延 2年	1749	
松波庄兵衛	No.7694	文政 12年	1829	
	No.7711	文政 12年	1829	
	No.8003	天保 13年	1842	
松波彦兵衛	No.8239-6	天保 13年	1842	
松波弥寿之進	No.7997	嘉永 2年	1849	
	No.7907	嘉永 2年	1849	
	No.7998	[近世]		
松波鍊太郎	No.6375	慶応 2年	1866	
	No.8109	慶応 2年	1866	

※実名は寛政重修諸家譜に拠る。

金崎村に移り住む以前の由緒については、先祖書・家譜に記載がないため不明である。なお、【表2】に略系図を示す。

さらに、今回の公開分には、延宝元年(1673)から享保18年(1733)の資料7点を含む。内訳は年貢割付5点、藻刈関係資料2点である。延宝元年の年貢割付は金崎村のものである。これは、上金崎村分村以前のものと考えられる。その他、4点はいずれも旗本松波氏知行分の上金崎村のものである。前回の目録では幕府御料所分の田畠・名主役・水帳割付等を買得したとされているが、旗本松波氏分の名主役の文書も引き継いだ可能性がある。初代六郎右衛門が名主役を務めこととなつた享保19年以降においても、松波氏の知行分の名主役に関わる資料は見られる。松波氏

知行分に関わる資料から松波家歴代を【表3】にまとめた。この他に、松波源六郎の家臣である細井喜太夫の手による年貢割付も含まれ(No.7598)、寛延2年(1749)から文政12年(1829)に至る資料の断絶はあるものの、土生津家は幕末に至るまで松波氏知行所の名主であった。一方の幕府御料所に関わる資料も、同様に幕末まで見られる。なお、天保13年(1842)及び嘉永2年(1849)の出所は、「伊奈友之助当分御預り所・松波庄兵衛知行所 下総国葛飾郡上金崎村」、「斎藤嘉兵衛当分御預所・松波弥寿之進知行所 同[下総]国同[葛飾]郡 上金崎村」とあることから、幕府御料所及び旗本領分双方の名主を務めたと考えられる。

(3) 文書の整理方針

今回公開分の土生津家文書については、庄和町史編さん事業においてNo.6323-1～No.8130の文書は一点ずつ保存用封筒に入れて整理がされている。それ以外の文書については、土生津家で保管されていた際に括り紐や封筒等でまとめられていたままの状態であった。これらについては保管時の文書保存秩序が一定程度見られるものの、原状記録が残されていないために、原秩序を遡るまでには至らなかった。

今回の整理過程で、全ての文書について、中性紙保存封筒への入れ替えを行い、中性紙保存箱に収め、収蔵庫に配架した。

(4) 文書の分類と概要

「土生津家文書目録（2）」は、昭和 50 年（1975）に公開された「土生津家文書目録」の追加分（第1次）である。なお、あわせて「土生津家文書目録」を参照していただきたい。

土生津家文書（第1次追加分）の全体像としては、近世文書は全体の 1.8% に過ぎず、大部分を近代以降の文書が占める。既刊の目録との兼ね合いも考慮し、本目録では基本的に「土生津家文書目録」の分類を踏襲した。「I 近世文書の部」及び「II 近代文書の部」の分類項目がこれに当たる。但し、今回の追加分においては、私信（書簡・葉書）も多く含まれるため、別項目として「III 書状の部」を設けた。形式としては書状であっても、一般文書の部の分類に含めた方が適切だと考えられるものは内容に基づいて近世文書もしくは近代文書として分類している。更に、典籍や印刷物を「IV 典籍・図書・出版物の部」に大別した。分類による文書群の内容は、以下のとおりである。

I 近世文書の部

近世文書の部は、937 点あり、今回公開分の約 1.8% を占める。第2分類として、「A 支配」「B 土地」「C 年貢・諸役」「D 村況」「E 村政」「F 戸口」「G 水利・土木」「H 農業」「I 諸産業」「J 交通」「K 商業・金融」「L 社会・文化」「M 家」「N 雜」を設けた。以下、特筆すべき項目をいくつかあげる。

「A 支配」は、御用留、触書・廻状請印、救恤などの関係資料を含む。また、鷹狩や鹿狩関係資料もここに含めた。鹿狩は、嘉永 2 年（1849）に將軍家慶が中野牧（現千葉県松戸市）で行った小金原御鹿狩に関する資料である。2 月 27 日に練習を行い、3 月 18 日に行われた。これに対する勢子人足を周辺の村々で負担し、3 月 27 日には「御鹿狩御用を首尾よく勤めた」ために將軍から酒が振舞われている（No.7997）。

「C 年貢・諸役」は、年貢関係、廻米、定免、国役・高役などの関係資料を含む。今回公開分の年貢割付は、旗本松波氏領分のみである。第1回公開分と合わせると、上金崎村の支配構造がより浮かび上がってくるであろう。また、鹿狩や江戸川通の堤普請等に関わる人足負担については、基本的には「A 政治・行政」及び「G 水利・土木」に含めたが、一点の資料に惣高役などと混在する場合はここに収めた（No.7396-1）。

「F 戸口」に分類される宗門人別は、今回の公開分には含まれていない。五人組帳も文政 13 年（1830）のもの 1 点、漬家も安政 2 年（1855）の書上帳 1 点のみである。他は移籍に関わる個別の文書である。

今回公開分の近世文書で、最も充実しているのが「G 水利・土木」である。江戸川や庄内古川筋の用悪水路の管理運営に関する資料を多く含む。特に、藻刈や水凌・水汲など悪水の氾濫が問題となっているようであり、これを防ぐ取り組みを周辺の村々による組合で行っている。また、悪水路が河川に流れ込む際の樋管（水門）の伏替、橋や堤の修繕に関する文書もここに収めた。

「H 農業」は、地守・家守の小作請負証文が多い。これらは、地守百姓、家守百姓といい、土生津家から土地や家を持たせて独立したものを多く抱え、両者間の上下関係は独立後も続いた。

「J 交通」には、助郷、船、道などに関係した資料を含む。將軍の日光参詣に伴う関宿町や中田栗橋への助郷、伝馬の供出に加え、日光御用の際に曳船人足を江戸川対岸の東金野井村（現千葉県野田市）に出している。これらの負担については、度々免除を願い出ていることからも村の難渋の様子も窺える。

「K 商業・金融」は、質物・質地証文や金銭貸付に関わる証文など土生津家の経済活動を示す資料が多い。また、「農間商渡世之者名前取調帳」（文政 10 年）や「在中村々請書案・諸商ひ渡世書上帳」（天保 14 年）などが江戸後期の村の経済活動を示す資料として興味深い。

II 近代文書の部

近代文書の部は 4,298 点で、今回の公開分の約 76.8% と大部分を占める。第 2 分類として、「A 政治・行政」「B 社寺・兵事」「C 戸籍」「D 警察・消防・訴訟」「E 土地」「F 租税公課」「G 土木」「H 農林業」「I 商工業・金融」「J 交通・運輸」「K 教育・文化」「L 民生・衛生」「M 家」「N 雜」を設けた。以下、特筆すべき項目をいくつかあげる。

「A 政治・行政」は、村況、村方書類、布達布告を含む。土生津家 7 代正次が村会議員や区長、南桜井村長などを務めたために村政関係の資料が豊富である。特に南桜井村の歳入歳出関係が多い。

「B 社寺・兵事」には、神社、寺院、徵兵関係を含む。特に、正次が鎮守香取神社の氏子惣代を務めたため、同社の関係資料が多い。明治 10 年（1877）～同 11 年に鳥居の再建を、明治 26 年（1893）に本社・拝殿の屋根修復を行っている。

「E 土地」は、明治時代を迎えた後も土生津家は多くの土地を所有しており、地券は 624 点を占め、その範囲は、上金崎村を中心に下総国葛飾郡新宿新田、立野村、上柳村に及ぶ。土地を担保とする金銭貸借も多くみられ（「I 商工業・金融」に含む）、債権をめぐるトラブルが訴訟に発展した例もみられる。

「F 租税公課」は、1,027 点に及び、その中心は明治時代の納税領収証である。区費には水利組合費を含むが、内訳が明示されている場合は「G 土木」に、複数の税目に涉る場合は本分類に収めた。

「G 土木」は、近世に引き続き、権現堂川・江戸川、庄内古川の悪水路普通水利組合に係る資料や五ヶ門樋の工事に関する資料も含む。上金崎村は河川に挟まれた低地にあり、合流地点において本川に流れ込む小河川及び用悪水の逆流に悩まされた。これらを軽減するための土木工事が、周辺の村々と築いた組合によって実施されている。

「K 教育・文化」に入る学校資料については、前回公開分では「非常に少なかった」と記載されているが、今回公開分では、特に正次の子女の学校生活に関する資料も見られる。正次は子どもたちを、東京に寄宿させて私立学校に通わせており、学資金の出納簿や仕送りに関する往復書簡など、当時の学校生活を知る上でもまとめた資料といえる。

III 書状の部

書状の部として 304 点を収め、第 2 分類を「A 家族・親族」「B 年賀状・暑中見舞」「C 交際」とした。最も多いのは「B 年賀状・暑中見舞」であるが、その他時候の挨拶、土生津家親族以外の冠婚葬祭に関するやりとりなどは「C 交際」に収めた。

IV 典籍・図書・出版物の部

典籍・図書・出版物の部として 65 点を収め、第 2 分類を「A 典籍・図書」「B 雜誌」「C 地図」「D 名所案内」「E 印刷物」とした。特に「E 印刷物」に含めた、北葛飾郡南桜井村刊行の「村友」は 24 点に及び、大正初期の村が抱える課題が見て取れる興味深い資料である。

【表2】土生津家略系図

